

主な議案 6月 定例会

今回は、刈谷市民交流センター条例の制定についてや工事請負契約の締結についてなどです。
質疑については、本会議で報告された各委員会の委員長報告を要約して掲載します。

条例議案

■刈谷市民ボランティア活動支援センター条例の一部改正について

刈谷市民ボランティア活動支援センターの移転に伴い、次のとおり名称及び所在地を改めます。

改正後の名称

刈谷市民ボランティア活動センター
刈谷市東陽町1丁目32番地2

■刈谷市民交流センター条例の制定について

市民の社会参加の促進及び社会教育活動の推進の場とともに、世代、団体および国籍を超えた市民相互の交流を図ることを目的とし、刈谷市役所旧

南庁舎に刈谷市民交流センターを設置します。

この条例は平成24年4月1日より施行します。

なお施設の構成は、次のとおりとなります。

施設構成

- (1) 刈谷市民ボランティア活動センター
- (2) 刈谷市国際プラザ
- (3) 刈谷市社会教育センター

(問) 刈谷市民ボランティア活動支援センターは、指定管理者を設けてきたが、今後はどうなるのか。

(答) ボランティア活動センターについても、指定管理者により管理を行う予定である。

■刈谷市社会教育センター条例の一部改正について

刈谷市社会教育センターの移

●市民交流センター概要 (室等の名称は変更の可能性有り)

施設名称	階数	室等名称
刈谷市社会教育センター (移転)	5階	501実習室 (18人)
		502実習室 (36人)
		503研修室 (18人)
	4階	401研修室 (81人)
		ホール (192人)
		控室
	3階	301研修室 (45人)
		かりがね (和室10畳)
		かきつばた (和室10畳)
		おもだか (和室10畳)
母と子の図書室		
キッズルーム		
授乳室		
刈谷市国際プラザ (新設)	2階	婦人会関係諸室
		オープンスペース
		201会議室 (45人)
		202会議室 (27人)
		国際交流室
刈谷市民ボランティア活動センター (移転)	1階	調理室
		事務室
		相談スペース
		談話スペース
		作業室

転などに伴い改正します。
主な内容は、現在の社会教育センターにある中央公民館、視覚ライブラリーを市民交流センター内に移転することや、研修室などの使用料を次のとおり改めるものであります。

●社会教育センター研修室などの使用料

区分	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	全日から21時
301研修室	850円	1,150円	850円	2,600円
401研修室	1,450円	1,950円	1,450円	4,400円
503研修室	400円	550円	400円	1,200円
501実習室	650円	850円	650円	1,900円
502実習室	850円	1,150円	850円	2,600円
かりがね	200円	250円	200円	600円
かきつばた	200円	250円	200円	600円
おもだか	200円	250円	200円	600円
ホール	2,450円	3,250円	2,450円	7,400円

■刈谷市国際プラザ条例の制定について

地域の国際化を図り、諸外国との市民交流を推進するために、刈谷市国際プラザを設置します。

プラザの利用

地域の国際化の推進を目的とする団体または市長が必要と認めた団体が利用できます。(あらかじめ市長の許可を受ける必要があります)

(問) 国際プラザは、外国人の就労の問題や教育現場の問題に対応できる機能を持たせていくことを考えているのか。

(答) 国際プラザは、国際化と多文化共生の拠点となる施設とするため、将来的には外国人の相談業務なども検討しているが、国際プラザの機能と体制を拡充するまでは、相談業務については、市役所の中で対応していく。

■刈谷市税条例の一部改正について

東日本大震災により被害を受けた住宅及び家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度での適用を可能とします。

また、住宅借入金等特別税額の控除の適用住宅が滅失等しても、控除対象期間の残りの期間の継続適用が可能となります。

単行議案

■専決処分について

東日本大震災により、影響を受けた市内企業への補助や被災地および被災者への支援に伴う補正予算について行った専決処分を承認しました。

5,216万円

■固定資産評価員の選任について

前任者の辞職に伴い、次の方を選任することに同意しました。

鳥居 司氏

■工事請負契約の締結について

安城市箕輪町青木67番地1 刈谷駅南北連絡道路の北端にエスカレーターを設置します。
工事場所 刈谷市桜町

工事概要
エスカレーター2基(上り及び下り用、屋根付き)
延長16・5メートル
幅員 3・5メートル
請負契約金額 1億6,905万円

契約の相手方
株式会社近藤組



エスカレーターの設置予定場所

■工事請負契約の締結について

刈谷市民交流センターの空調および衛生設備を整備します。

工事場所 刈谷市東陽町1丁目32番地2

工事概要 (1) 空調換気設備工事 (2) 衛生設備工事

請負契約金額 1億4,522万円

契約の相手方 石川管工株式会社

(問) 空調設備を改修する上で、既存設備の一部を再利用するのか、あるいは完全に撤去するのか。

(答) 配管など一部の施設を再利用するものの、ほとんどの設備は、建築から30年が経ち、経年劣化が著しいため、撤去して更新する。

■訴えの提起について

一定期間家賃を滞納し、家賃の支払い等に応じていない者に

対して、市営住宅の明渡し及び家賃の支払いを求めるため訴えを提起します。

報告案件

■刈谷市土地開発公社経営状況について

土地開発公社は、刈谷市の基本構想に基づき、公共用地や用地などを取得、管理、処分することで地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に努めます。

平成22年度の事業については、用地取得、用地処分ともに無く、事業報告を了承しました。

■平成22年度継続費の繰越しについて
継続費とは、数年度にわたり予算を支出するもので、完了までに期間を要する事業に適用します。

経費の総額や年割額はあらかじめ決められていますが、事業の進行状況により、順次繰り越して支出します。

- ◇一般会計◇
旧庁舎取壊し等事業 継続費の総額 5億6,900万円
- 23年度への繰越額 2億2,686万円
- せい山閣改築事業 継続費の総額 1億3,990万円
- 23年度への繰越額 9,307万円
- ◇水道事業会計◇
浄水・配水施設増補改良事業 (水源浄水場中央監視制御設備更新工事) 継続費の総額 10億8,150万円
- 23年度への繰越額 3億4,798万円

■平成22年度繰越明許費の繰越しについて

繰越明許費とは、天候不順、交渉の不調などにより事業の完了が遅れた場合、翌年度に限り予算を繰り越して支出できるものです。

◇一般会計◇
わが家の地震対策事業など24件
繰越総額 9億500万円

◇特別会計◇
刈谷野田北部土地区画整理事業
繰越総額 690万円

予算議案

補正予算議案は、全議員で構成する予算審査特別委員会を経て、常任委員会の各分科会で審査されました。

6月17日に再度、予算審査特別委員会を開催し、各分科会で

の審査結果の報告を受けました。補正する額

7,625万円
補正後の予算総額(一般会計) 481億3,841万円

補正後の予算総額(全会計) 746億8,263万円

(広報)
広報用ビデオをデジタル化する作業を委託します。 442万円

(都市計画)
昭和42年から平成10年までの31年間の都市計画基本図をデータ化します。 343万円

(教育)
寄付金を充当し、亀城小学校に教育用図書を購入します。 200万円

(道路)
高須町交差点を整備します。 3,981万円

議決結果一覧表

(6月定例会)

- ・損害賠償の額を定める専決処分について 了承
- ・刈谷市土地開発公社経営状況について 了承
- ・平成22年度刈谷市一般会計継続費の繰越しについて 了承
- ・平成22年度刈谷市水道事業会計継続費の繰越しについて 了承
- ・平成22年度刈谷市一般会計繰越明許費の繰越しについて 了承
- ・平成22年度刈谷市刈谷野田北部土地区画整理事業特別会計繰越明許費の繰越しについて 了承
- ・平成22年度刈谷市一般会計事故繰越しの繰越しについて 了承
- ・専決処分について(平成23年度刈谷市一般会計補正予算(第1号)) 承認
- ・固定資産評価員の選任について 同意
- 【企画総務委員会関係 5議案】 すべて可決
 - ・刈谷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
 - ・刈谷市税条例の一部改正について
 - ・刈谷市民ボランティア活動支援センター条例の一部改正について
 - ・刈谷市民交流センター条例の制定について
 - ・刈谷市国際プラザ条例の制定について
- 【建設水道委員会関係 3議案】 すべて可決
 - ・訴えの提起について(市営住宅明渡し等請求事件)
 - ・工事請負契約の締結について(刈谷駅南北連絡通路エスカレーター設置工事)
 - ・刈谷市地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について
- 【文教委員会関係 2議案】 すべて可決
 - ・工事請負契約の締結について(社会教育施設等整備(管)工事)
 - ・刈谷市社会教育センター条例等の一部改正について
- 【平成23年度補正予算関係 1議案】 可決
 - ・一般会計補正予算(第2号)



高須町交差点

請願・陳情の結果

今回市民の皆さんから提出された陳情2件は、関係する委員会でも審査された結果、いずれも不採択となりました。
▼働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情
▼働く者の権利を守ることを求める陳情

委員会の動き

各委員会では議案の審査のほか、次のことが話し合われました。

◆企画総務委員会

東日本大震災被災地支援経過報告について
(支援物資)

○毛布等支援物資(防災備蓄倉庫の備蓄品の一部を3月18日に宮城県へ輸送)

・13トトラック1車にて、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、食料、水などを輸送

○保存米飯等支援物資(市内の個人、企業等からの提供品を3月23日から27日にかけて受け付け、3月29日に東西三河総合庁舎へ輸送)

受付人数 201人
合計箱数 298箱

・保存米飯、乾パン、即席めん、缶詰、粉ミルク、紙おむつ、生理用品を輸送

○補修済自転車(放置自転車や市民からの提供品などを、デンソー学園の生徒により補修整備し、4月28日および5月23日の2回にわたり宮城県へ輸送)

(義援金等)
○刈谷市からの災害見舞金(岩手県、宮城県、福島県、岩手県市長会、宮城県市長会、福島県市長会、茨城県市長会、千葉県市長会へ)

500万円
○職員からの義援金(岩手県、宮城県、福島県へ)

151万円

○市民、企業等からの義援金(5月31日現在) 6,574万円

◆所管事務調査

東日本大震災被災地支援経過報告について
(支援物資)

○衣浦東部広域連合緊急消防援助隊136名を、宮城県亶理町へ派遣(3月11日〜4月24日)

○応急給水活動のため、給水車1台と職員10名を宮城県石巻市へ派遣(3月18日〜30日)

○下水道管路調査のため、職員2名を宮城県塩釜市へ派遣(3月27日〜4月2日)

○愛知県市長会から、職員4名を宮城県仙台市へ派遣(4月14日〜5月13日)

○支援物資(補修済自転車)の輸送および現地調査のため職員を派遣

・宮城県石巻市他へ3名を派遣(4月28日〜30日)

・宮城県東松島市他へ1名を派遣(5月23日〜25日)

○避難所等での健康相談のため保健師1名を岩手県釜石保健所管内へ派遣(5月8日〜15日)

○災害ボランティアセンター運営業務のため、社会福祉協議会職員1名を岩手県大船渡市へ派遣(5月17日〜24日)

(その他)
○市営住宅の提供(3月17日から提供開始) 5戸

○県営住宅の提供(3月18日から提供開始) 2戸

○雇用促進住宅の提供(3月12日から提供開始) 21戸

○刈谷市、知立市に避難された方へ再生補修家具を無料で提供(刈谷知立環境組合リサイクルプラザ)

そのほか「新しい公共の考え方」について、「被災した際の市内企業との情報交換について」などが話し合われました。

◆福祉経済委員会

◆所管事務調査

「遊休農地の解消について」

「総合健康センター開館後の状況について」「ごみ収集事業について」「トヨタ系企業の休日変更に伴う保育園、児童クラブへの影響について」などが話し合われました。

◆建設水道委員会

◆所管事務調査

市営住宅明渡し訴訟経過報告について

平成22年6月議会で議決された訴えの提起について、その後の状況についての経過報告がありました。

そのほか「側溝整備の早期着手について」「木造住宅取壊し補助制度について」「公園トイレの管理について」「吹戸川流域浸水対策事業について」などが話し合われました。

◆文教委員会

◆所管事務調査

「小学校への太陽光発電システム設置について」「少人数学級と少人数授業について」「体力向上プロジェクト推進支援事業について」「総合文化センター大ホールへの喫煙室の設置について」などが話し合われました。